

仕様書

1 業務名称

令和5年度大阪・関西万博機運盛り上げ事業「鶴見区万博」実施業務

2 履行期間

契約締結の日～令和6年3月31日

3 事業目的

鶴見区は、平成2年に「国際花と緑の博覧会（花の万博）」を開催した鶴見緑地が現在もレガシーとして存在し、他の区より万博を身近に感じられる環境にある。あらゆる機会を捉えて万博の意義や進捗状況を様々な媒体を用いてPRすることで、大阪・関西万博についてもより身近なものとして捉えてもらうことにより、「テーマの認知度」や「万博への興味・関心度」の向上を図り、万博への機運盛り上げを目指す。

4 業務内容

(1) 全体事業計画の企画・立案

本業務の実施にあたり、以下の各項目について素案を作成し、発注者と協議のうえ契約締結後速やかに決定すること。

① 事業の目標到達点の設定

② 万博の準備スケジュールおよび節目のタイミング等を踏まえた事業スケジュールの策定

➤ 出展必須イベント…11月3日、4日：鶴見緑地フェスタ（屋内予定）

※万博公式グッズショップの出店あり

③ 各事業の実施体制

(2) 工程（ロードマップ）の作成

契約の期間において、効果的な万博の機運盛り上げにつなげるための工程を作成すること。

(3) 工程（ロードマップ）に基づく万博PR事業内容

以下の①～⑩に示す事業実施内容を含め、万博PRブース出展やPRグッズ配布、ポスター、パネル、動画等を用いた万博PRを行うこと。

<実施業務内容>

- ① 事業実施に向けた、イベント等主催者を含む関係機関との調整
- ② イベントでの PR に向けた必要物品、什器等の準備、運搬
- ③ イベントでの PR 実施（ブース設営、運営、警備等）
- ④ イベントで配布する PR グッズの企画、デザイン制作及び作成

※PR グッズの作成数として、以下の条件を満たすこと。なお、作成にあたっては、各品目の仕様および数量について、経済的かつ合理的なものとするとともに、仕様確定後に、複数社からの見積比較により単価を設定し、発注者と協議のうえで確定すること。また、ロゴマーク・公式キャラクター等のデザインの使用について、必要に応じて「2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス（2025ML0）」と調整を行うこと。

- ・こども向け文具 : 3,000 個
 - ・ネクストラップ : 500 個
 - ・エコバッグ : 5,000 個以上（耐荷重 10kg 以上のもの）
- ⑤ イベントで配布する PR グッズの会場等への配送、回収
 - ⑥ 作成した PR グッズの在庫管理。なお、在庫管理場所は大阪府内とし、在庫管理にかかる帳票について、発注者の求めに応じて報告すること。なお、契約終了時点で残数がある場合は、発注者が指定する場所に送付すること。
 - ⑦ 万博開幕までの日数を表示するカウントダウンクロック・ボードのデザイン・作成および設置
 - ・大サイズ（地面設置型）× 1 台
 - 参考（ページ内動画）：[大阪・関西万博 開幕 1000 日前イベント「1000 Days to Go!」開催 | 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 \(expo2025.or.jp\)](#)
 - ▶ 想定する設置場所…JR 放出駅構内
 - ▶ あわせて、サイネージで放映する動画（再生時間：30 秒から 1 分程度）を作成することとし、2025 年の万博開幕まで継続的に使用できる内容とすること。
 - ▶ 除幕式の実施を想定し、白布等の用意も行うこと。
 - ・小サイズ（移動型）× 1 台
 - 参考：[大阪・関西万博 47 都道府県等で万博開催までのカウントダウンボードを設置 ～日本全国で開幕へのカウントダウンがスタート～ | 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 \(expo2025.or.jp\)](#)
 - ▶ 想定する設置場所…区内各地域イベント等会場
 - ⑧ 鶴見区役所庁舎壁面に設置する大型懸垂幕のデザイン・作成
 - ・作成枚数 : 1 枚
 - ・作成サイズ：幅…1,800mm～2,500mm、高さ…4000mm～7200mm
 - ・材質等 : メッシュターポリン生地

- ・その他加工：ハトメおよび設置用ロープ・おもり必須
- ⑨ 鶴見区役所前歩道の街灯に設置する懸垂幕のデザイン・作成および設置
 - ・作成枚数：7枚（街灯本数：7本）
 - ・作成サイズ：幅…690mm、高さ…2080mm
 - ・材質等：ターポリン生地
 - ・その他加工：3点ハトメ
 - ・設置替え（高所作業）回数：2回程度
 - ※既存設置品との交換…1回
 - 既存設置品への復旧…1回
- ⑩ その他、提案事業者ならではの観点による独自企画の提案、実施
 - 例：庁舎内の装飾、イベント出展、啓発ワークショップ等
 - その他：鶴見区マスコットキャラクター「つるりっぷ」や公式キャラクター「ミャクミャク」の着ぐるみ活用も可能。なお、令和5年11月3日、4日に開催される鶴見緑地フェスタに向け、「ミャクミャク」着ぐるみの貸出を万博推進局に依頼中。（貸出可否連絡は事業実施日の約1週間前が目安）

（4）広報

- ① （3）で実施するイベント出展や各種業務を含め、万博の機運盛り上げにつながる内容について、WEB広告（SNSを含む）をはじめとする様々な広報ツールを用いてPRする。
- ② 鶴見区役所にて実施する広報活動の方法や内容について、これまでの業務実績・経験に基づくアドバイスを実施すること。

（5）実績報告

- （1）～（4）の業務について、取組み内容の実績報告資料を作成すること。

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・ 本業務の責任者を配置すること。
- ・ 委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- ・ 本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- ・ スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

6 提案にあたっての留意点

（1）全体事業計画の企画・立案

目標到達点の設定に向けて、「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」に示す「現状と課題」や鶴見区ホームページの「区のあらまし」

等を参照し、花の万博の理念やレガシーである花博記念公園鶴見緑地の存在やSDGsの観点を踏まえたうえで課題解決のための方法を提案すること。

(2) 工程（ロードマップ）の作成

万博の準備スケジュール及び節目のタイミング等を踏まえた万博の機運盛り上げに効果的な工程（ロードマップ）を提案すること。

(3) 工程（ロードマップ）に基づく万博PR

- ・ 各業務を効果的・効率的に実施するための実施体制を示すこと。
- ・ (1)で設定した目標到達点の達成に向けたPR手法を提案すること。
- ・ 経済的かつ合理的にPRグッズを作成する方法について、具体的に提案すること。
- ・ PRグッズの在庫管理及び各イベント会場への配送・回収を効率的に行うための在庫管理場所及び管理体制を示すこと。
- ・ 大型懸垂幕および街灯懸垂幕のデザインについて、区民の「万博への興味・関心度」を高めるものであること。

(4) 広報

- ・ 鶴見区民に対して効果的な情報発信を行うため、鶴見区民に広く認知されるような手法を提案すること。
- ・ 特に、鶴見区は子育て世代や若年層が多いため、それらへ効果的にPRすべく、SNSやデジタルメディア、集客エリアでのサイネージ等を活用した広報活動を提案すること。

7 業務計画書及び成果品の提出

(1) 業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。

(2) 成果品の提出

事業終了後、令和6年3月29日（金）までに、大阪市鶴見区役所総務課（政策推進）あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品…DVDに格納したもの2枚

※成果品の著作権及び肖像権は発注者に帰属するものとする。

※DVD等（成果品）の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書…A4判2部

8 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければならない。

9 業務実施に関する基本的な条件

- (1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

- (2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

- (3) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

- (4) 経理・支払に関する条件

- ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。
- イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(5) 秘密の保持

- ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。
- イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。
- ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(6) 著作物の譲渡等

- ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(7) その他の条件

- ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

- イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。

10 担当

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5-4-19

鶴見区役所総務課（政策推進）木村・芝谷・田中

電話 06-6915-9176